

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年12月22日(2022.12.22)

【公開番号】特開2021-72128(P2021-72128A)

【公開日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2021-021

【出願番号】特願2020-196797(P2020-196797)

【国際特許分類】

*G 06 Q 20/08 (2012.01)*

10

*G 06 Q 40/02 (2012.01)*

*G 06 Q 20/36 (2012.01)*

【F I】

*G 06 Q 20/08*

*G 06 Q 40/02*

*G 06 Q 20/36*

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月14日(2022.12.14)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子マネー口座へのチャージに用いる候補として金融機関の口座の登録を受け付ける第1受付手段と、

対象金額と、登録された前記金融機関の口座から前記電子マネー口座に所定金額をチャージして前記電子マネー口座から前記対象金額を現金自動支払機から出金するための出金指示とを受け付ける第2受付手段と、

30

前記出金指示を受け付けたことに応じて、前記現金自動支払機から出金するための情報を表示する表示手段と、

を備える端末。

【請求項2】

請求項1に記載の端末であって、

前記第1受付手段は、チャージに用いる候補として複数の金融機関の口座の登録を受け付け、

前記第2受付手段は、チャージに用いる金融機関の口座の選択を受け付ける、

40

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の端末であって、

前記表示手段は、前記出金指示とは異なる前記電子マネー口座へのチャージ指示を不要として、登録された前記金融機関の口座から前記所定金額が前記電子マネー口座にチャージされ、前記対象金額の前記現金自動支払機からの出金を実現するための画面を表示する

一端末。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の端末であって、

前記表示手段は、前記出金指示を受け付けるための受付情報として、登録された前記金

50

融機関の口座から前記所定金額が前記電子マネー口座にチャージされることが秘匿された情報を表示する、  
端末。

**【請求項 5】**

請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載の端末であって、  
前記出金指示とは異なる前記電子マネー口座へのチャージ指示を受け付ける第 3 受付手段をさらに備え、  
前記表示手段は、前記出金指示を受け付けるための受付情報として、前記チャージ指示を受け付けるための受付情報とは異なる情報を表示する、  
端末。

10

**【請求項 6】**

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載の端末であって、  
前記表示手段は、登録された前記金融機関の口座の口座情報と、前記出金指示を受け付けるための受付情報とを含む画面を表示する、  
端末。

**【請求項 7】**

請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の端末であって、  
前記表示手段は、登録された前記金融機関の口座の口座残高を表示し、  
前記第 2 受付手段は、前記口座残高を出金の上限とする前記出金指示を受け付ける、  
端末。

20

**【請求項 8】**

請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載の端末であって、  
前記表示手段は、登録された前記金融機関の口座への入金の履歴と、登録された前記金融機関の口座からの出金の履歴とのうちの少なくともいずれかを表示する、  
端末。

**【請求項 9】**

請求項 1 から請求項 8 のいずれか一項に記載の端末であって、  
前記表示手段は、登録された前記金融機関の口座を表示する、  
端末。

**【請求項 10】**

請求項 1 から請求項 9 のいずれか一項に記載の端末であって、  
電子マネーに関するサービスの登録を受け付ける第 4 受付手段をさらに備え、  
前記表示手段は、登録された前記サービスを表示する、  
端末。

30

**【請求項 11】**

請求項 10 に記載の端末であって、  
前記表示手段は、登録された前記金融機関の口座と、登録された前記サービスと同じ画面に表示する、  
端末。

**【請求項 12】**

請求項 10 に記載の端末であって、  
前記第 4 受付手段は、電子マネーに関する複数のサービスの登録を受け付け、  
前記表示手段は、登録された前記複数のサービスを一覧表示する、  
端末。

40

**【請求項 13】**

請求項 2 に記載の端末であって、  
前記表示手段は、登録された前記複数の金融機関の口座を一覧表示する、  
端末。

**【請求項 14】**

請求項 13 に記載の端末であって、

50

電子マネーに関する複数のサービスの登録を受け付ける第4受付手段をさらに備え、前記表示手段は、登録された前記複数の金融機関の口座と、登録された前記複数のサービスと同じ画面に一覧表示する、  
端末。

【請求項15】

請求項14に記載の端末であって、前記表示手段は、登録された前記複数の金融機関の口座と、登録された前記複数のサービスとを分類する操作を受け付けるための情報を表示する、  
端末。

【請求項16】

請求項1から請求項15のいずれか一項に記載の端末であって、金融機関の口座を登録済みのアプリケーションのアカウント情報を取得する取得手段をさらに備え、前記第1受付手段は、取得されたアカウント情報から特定される登録済みの口座に基づいて、前記金融機関の口座の登録を受け付ける、  
端末。

【請求項17】

電子マネー口座へのチャージに用いる候補として金融機関の口座の登録を受け付けることと、

対象金額と、登録された前記金融機関の口座から前記電子マネー口座に所定金額をチャージして前記電子マネー口座から前記対象金額を現金自動支払機から出金するための出金指示とを受け付けることと、

前記出金指示を受け付けたことに応じて、前記現金自動支払機から出金するための情報を表示することと、

を含む情報処理方法。

【請求項18】

コンピュータに、電子マネー口座へのチャージに用いる候補として金融機関の口座の登録を受け付けることと、

対象金額と、登録された前記金融機関の口座から前記電子マネー口座に所定金額をチャージして前記電子マネー口座から前記対象金額を現金自動支払機から出金するための出金指示とを受け付けることと、

前記出金指示を受け付けたことに応じて、前記現金自動支払機から出金するための情報を表示することと、

を実行させるためのプログラム。

10

20

30

40

50